

# 重要

回答期限 7月9日(火)

事務連絡  
令和6年7月2日

各介護サービス事業所・介護保険施設 御中  
(島根県が指定等を行っている事業所・施設に限る)

島根県健康福祉部高齢者福祉課

## 業務継続計画策定状況調査について（依頼）

平素より、高齢者福祉事業の適切な運営に御尽力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、介護サービス事業所・介護保険施設における業務継続計画の策定については、令和6年3月31日までは努力義務ですが、4月以降は策定が義務となったところです。

また、当該計画に基づく研修や訓練の実施も必要です。

感染症や自然災害の発生に備えるため、未策定の場合には、早期に計画を策定するとともに、研修や訓練の実施についてもよろしくお願ひします。

このことに関して、令和6年3月末時点及び6月末時点における業務継続計画の策定状況を確認するための調査を実施しますので、下記によりご回答いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 調査回答の方法

以下により「しまね電子申請サービス」の回答フォームにアクセスのうえ回答

島根県トップページ

＞ 医療・福祉 ＞ 福祉 ＞ 高齢者福祉 ＞ 介護保険【事業者向け】

＞ 目次中「10. 業務継続計画の作成」

＞ 業務継続計画（BCP）策定状況調査について

#### 2 回答期限 令和6年7月9日（火）

担当

高齢者福祉課 小松原

TEL 0852-22-6695

FAX 0852-22-5238

komatsubara-shigeo@pref.shimane.lg.jp

## 【回答にあたっての留意事項】

■県が指定等を行っているサービスが対象となります。

- ・松江市内の事業所・施設は対象外です（松江市が指定）
- ・各市町村（保険者）が指定を行っている地域密着型サービス、居宅介護支援事業所も対象外です

■原則として、指定を受けているサービスごとに回答をお願いします。

たとえば、

- ・同一施設で介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）と短期入所生活介護の両方の指定を受けている場合、それぞれに回答をお願いします。
- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）で従来型とユニット型のそれぞれで指定を受けている場合、それぞれに回答をお願いします。
- ・介護老人保健施設が、通所リハビリテーションの指定（みなし）を受けている場合、それぞれに回答をお願いします。

※ただし、介護老人保健施設又は介護医療院が、短期入所療養介護の指定（みなし）を受けている場合、短期入所療養介護の回答は不要とします。